

①コミュニティハウス使用規定

〈使用申込み〉

1. 受付時間

☆開館日の午前9時から午後5時までとする。

☆受付時間外に緊急使用する場合は、会長まで報告をお願いします。

2. 休館日

☆日曜日、1月2日～4日、4月30日、5月1日・2日、8月11日～15日、12月29日～31日及び国民の祝日とする。

3. 使用時間

☆午前9時から午後9時までとする。

4. 使用申込

☆使用日の前月の月初めより申込みができます。但し、その月初めが日・祝日の場合は週明けの月曜日とします。

☆電話・口頭・郵便による受付はしません。直接事務所までお越し下さい。

申込み時には申込金持参のうえ、所定の用紙に必要事項を記入しお申込み下さい。

☆午後5時以降に使用する申込者はコミュニティハウスの「電子鍵用カード」を午後5時までに受取りに来て下さい。

☆午後5時以降に使用する申込者は「使用上の注意事項」を遵守して使用して下さい。

5. 使用料金

☆使用料金として使用承認と同時に「コミュニティハウス運営協力金」を納付していただきます。

6. キャンセル

☆前日の午後5時までに申し入れがあれば、申込金を返金いたします。

☆当日暴風等警報発令時は当日であってもキャンセルの申し入れがあれば、申込金を返金いたします。（すずかけ台コミュニティハウス使用承認書を持参してください。）

7. 子どもの利用について

☆お子さんがコミュニティハウスを利用時に万一の事故が発生した場合は、自治会は、一切の責任を負いかねますのでご承知ください。保護者の方はお子さんと話し合ったうえで保護者の判断（決定と自己責任）でご利用ください。

☆自治会行事で自治会会員のお子さんが参加の場合は、自治会が加入している保険で対応いたしますが、行事以外は保険対象外となります。

ルールを守って、お子さんの安全に注意しご利用いただきますようお願いいたします。

<使用承認の制限>

1. 使用上の優先順位
 - 1) 自治会活動
 - 2) 葬儀に使用される場合
 - 3) 地域内の依存する同好会・団体等
2. 使用の取消・停止
 - 公の秩序や善良な風俗を乱す恐れがあると認めるとき
 - 管理上支障があると認めるとき
 - 使用申請に偽りがあったとき
 - 使用許可条件に違反したとき(使用目的以外・権利の譲渡・転貸等)

<使用上の注意>

1. 管理(使用申込者(責任者)の管理責任)
 - ★使用申込者(責任者)は建物(室内)・設備機器等の使用に責任を持って管理して下さい。
万一、破損・滅失など発生した場合は弁償していただきます。
 - ★使用申込者(責任者)は必ず使用者が出した「ゴミ」はお持ち帰り下さい。
 - ★使用申込者(責任者)が持込む器材・物品等は使用者の責任においてお持ち帰り下さい。
お持ち帰り無き場合は当方で処分させていただきます。
 - ★使用申込者(責任者)が責任を持って「電子鍵用カード」の返却を行うこと。
2. 現状の回復
 - ★使用終了後は使用室を清掃し、戸締り、備品・熱源(消灯・換気扇・冷暖房・ガス栓)を確認のうえ現状に戻して下さい。
3. 遵守事項
 - ★騒音や大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - ★使用・持込許可の無い器材・物品等の使用・持込はお断わりします。
 - ★防災防犯上、特に「火の元」・「戸締り」に注意すること
 - ★ペット同伴にてのコミュニティハウス内入館はお断りします。
 - ★その他、コミュニティハウス事務員の指示に従うこと。

②コミュニティハウス運営協力金

使用室	運営協力金 (使用時間区分当り)	使用時間区分	備考
集会室 (全室)	1,000円	①09:00~11:00	室使用料の無料団体 (1)関係団体 まちづくり協議会 構成団体等 自治会会長が認め た団体
和室 (全室)	1,000円	②11:00~13:00	
研修室	1,000円	③13:00~15:00	
研修室(料理教室)	1,000円	④15:00~17:00	
		⑤17:00~19:00	
全室	20,000円	⑥19:00~21:00	
(葬 儀)	30,000円	1日利用 2日利用	(2)その他公的団体 (サークル活動は除く)

※すずかけ台自治会員以外が使用する場合には、各時間区分当たり 2,000 円を徴収し、葬儀に使用する場合には、1日利用 40,000 円、2日利用 60,000 円を徴収する。

コミュニティハウス事務局 電話079-565-3608